

業務仕様書（案）

1. 契約期間

2018年7月1日から2021年7月31日まで

（発注期間：2018年7月1日から2021年6月30日まで）

（発注済み案件実行及び精算期限：2021年7月31日まで）

2. 業務の目的

発注者が海外で実施する国際協力事業及び発注者の海外拠点等での活動に供する機材等に係る、本邦から海外への航空輸送を目的とする。

3. 機材¹の種類

1) 機材の用途

供与機材、事業用物品（調査用機材、携行機材等）、事務用物品（在外事務所用機材等）等

2) 貨物の種類

分析・測定機器、工作機器、電気機器、光学機械、精密機械、情報機器、通信機器、実験器具、医療機器、農業機械、書籍、ソフトウェア、部品、工具、消耗品、化学品、試薬、楽器、スポーツ用品等

4. 輸送先

全世界（主に開発途上国）の国際空港（主に首都国際空港）等。

必要に応じ、仕向国内の仕向地までの輸送を依頼する。

5. 機材の物量

(1) 総量

現行契約実績（2015年7月～2017年12月）に基づく次契約期間予測値

合計 約300件（INVOICE数）

個数 約950個

容積重量 約21,000kg

(2) 1件あたりのイメージ

平均個数3個、平均容積重量70kg

最大個数39個、最小個数1個

最大容積重量約1,283kg、最小容積重量2.5kg（但し、容積重量100kg

¹ 本契約では、発注者が受注者に輸送依頼する貨物を、形態・性質に拘らず、「機材」と呼ぶ。

以上の貨物は散見される程度)

6. 業務の概要

全世界向けの機材の航空輸送に係る以下の業務。詳細は別紙「業務実施要領」のとおり。

- (1) 機材の航空機搭載可否の確認及び輸出可否に係るアドバイス
- (2) 危険物に係る確認・対応
- (3) 指定倉庫での受領・保管並びに集荷
- (4) 輸出梱包の実施
- (5) 航空輸送の手配
- (6) 輸出に必要な申請・証明取得
- (7) 輸送書類及び経費関連書類の作成
- (8) 貨物海上保険の付保・保険料の払込み
- (9) 輸出通関手続き
- (10) 貨物の追跡、貨物の到着確認・報告
- (11) 個別案件業務完了後の資料提出
- (12) 請求書の発行

7. 業務の責任の範囲

原則的に機材が受注者に引渡された時点から、仕向空港到着（原則的に仕向地空港保税倉庫への搬入）時までとする。

機材の引渡方法には、受注者指定場所への納入と、発注者指定場所への集荷がある。いずれも、発注者または発注者が指定する者から受注者に機材が引渡された時点より、業務の責任が受注者に移転するものとする。

仕向空港到着後は、原則的に、発注者の現地在外事務所等または相手国政府機関等が免税通関を行うため、輸入国内での輸入通関及びコンサイニー住所までの輸送は受注者の契約業務に含まない。

ただし、受注者が、現地支店等を通じ、輸入免税通関及びコンサイニー住所までの輸送の実施が可能であり、発注者が要望する場合には、個別協議により実施する。

8. 業務実施体制

- (1) 受注者は、本契約業務の実施のため、業務従事者を配置する。業務従事者のうち、進捗管理及び品質管理を行う業務責任者として、関連資格(*)のいずれかを有し航空貨物輸送業務全般に精通した人員を配置する。また、主たる業務従事者である窓口担当者には、関連資格のいずれかを有

し実務経験豊富な人員を配置すること。(本業務専任でなくとも可)。その他従事者は、関連資格のいずれかを有し実務経験豊富な人員をできるかぎり配置すること。

(*) 貿易実務検定試験、IATA ディプロマ(国際航空貨物取扱士初級・上級・危険物資格)、通関士、安全保障輸出管理実務能力認定試験(Associate, Expert, Legal Expert)等

業務従事者を変更する場合には、原則的に同等以上の人員を配置することとし、関連資格を有し、実務経験豊富であることを示す文書を以って発注者に連絡する。

- (2) スムーズな、フライト・アレンジ、搭載可否確認、貨物の追跡等ができる体制を有し、実行すること。機材の未着や輸送中のトラブルが発生した際は、迅速に情報収集し、必要な対応を行うこと。
- (3) 海外支店・代理店等の活用により、確実な貨物の到着確認及びコンサイニーへの連絡体制を確保すること。
- (4) 粗雑業務²が発生しないよう、十分な管理体制を整えること。

9. 支払条件

- (1) 本契約にて定める、航空運賃単価及び FOB 手数料等³単価に、実際の貨物量等乗じ、請求金額を算出する。
- (2) 単価表にない経費については、実費または事前の見積書等に基づき請求金額を算出する。
- (3) 受注者は、毎月当該月内に、本邦国際空港からの発送済み貨物に係る、運賃、FOB 手数料、保険料等、費用実績を、「個別案件明細書」にとりまとめ、発注者に請求する。
- (4) 発注者は、請求書を受領した後、30 日以内に受注者に支払う。

10. 単価契約の条件

² 粗雑業務とは、以下のような場合を含む。

- ① 発注者の事前の了承を得ないまま発送する。
- ② 発注者の事前の了承を得ないままフライトや輸送書類を変更する。
- ③ 発注者の事前の了承を得ないまま追加料金がかかる行為を行う。
- ④ 適切な輸送書類を作成・提出しない。
- ⑤ 危険物を法令等に基づいて適切に扱わない。
- ⑥ 貨物の遅延を把握しない。または、発注者に連絡しない。
- ⑦ 貨物の輸送・到着状況等を確認しない。
- ⑧ 頻繁にケアレスミスをする。

³ FOB 手数料等とは、航空貨物の輸送にかかる手数料等で、運賃単価でカバーできない費用全般をいい、本契約では、別表(積算様式(FOB 単価表))に掲げたものを指す。

- (1) 航空運賃単価は、一般貨物は①45kg 未満、②45～100kg、③100～300kg、④300kg～500kg、⑤500kg 以上の 5 段階、危険物は⑥45kg 未満、⑦45kg 以上の 2 段階の単価を設定する。
- (2) 航空運賃単価のほか、FOB 手数料等の単価を設定する。
- (3) 倉庫保管料は、最低 30 日間は無料とする。
- (4) いずれの単価も契約期間中有効とし、変更しない。
- (5) 以下各項のような場合は、受注者は発注者に連絡し見積書を発行する。見積金額が 50 万円を超える場合または発注者が必要と判断する場合は、発注者は他社の見積金額との比較を行い、発注者に有利な社に発注する。
 - ・ 契約単価で輸送できない機材（長尺物、特別な危険物、生き物等）がある場合
 - ・ 仕向国における突発的な事情等により航空運賃が異常に急騰し、契約単価で輸送できない場合
 - ・ 仕向国における、単価を定めた空港以外の空港を仕向空港とする場合で、契約単価で輸送できないとき
 - ・ 入札金額の様式に記載されていない国へ輸送する場合
 - ・ FOB 手数料等で、契約単価で実施できない場合または契約に定めのない手数料等が生じた場合で合理的な理由があると発注者が判断する場合
 - ・ FOB 手数料等のうち、実費支払項目が 50 万円を超えると思われる場合

11. 留意事項

- (1) 受注者は貨物が安全かつ迅速に輸送されるように最大の努力をする。
- (2) 発注者の事前の了解なく受注者の責に帰すべき事由により貨物の到着が遅延した場合、または、受注者の責に帰すべき理由により、誤った輸送を行った場合は、受注者は、別途定める違約金を発注者に支払わなければならない。
- (3) 遅延や誤発送、その他事故、頻繁または重大な粗雑業務が発生した場合は、受注者は原因の究明を行い、社内の体制整備等具体的な改善措置について文書による報告書を発注者に提出する。改善措置が不十分であり、トラブルの再発が懸念されると判断したときは、契約を解除する場合もある。

以 上